

令和7年5月吉日

お客様各位

鹿児島生コンクリート協同組合  
理事長 米盛 直樹



### ポンプ車洗浄に係る生コン工場洗浄場使用料の徴収について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、生コンクリート打設の際に、コンクリートポンプ車を使用した場合、ポンプ車所有業者は、生コン工場等でポンプ車を洗浄していますが、生コン工場に支払われている洗浄場使用料では、洗浄後に残った汚泥等の処理費用に見合っておらず、生コン工場がその処理費用の一部を負担している状況になっています。

つきましては、下記のとおり、ポンプ車洗浄に係る生コン工場洗浄場使用料の取り扱いを変更いたします。

### 記

1 変更年月日

令和7年5月1日

2 徴収金額

生コン工場洗浄場使用料：ポンプ車1回当たり1万円

3 徴収方法

ポンプ車洗浄場使用料については、当生コン協組がコンクリートポンプ車を使用した建設業者等の皆様に直接請求・徴収いたします。

【組合事務局】鹿児島市上之園町24-2（〒890-0052）TEL 099-255-2672 FAX 099-250-0659

### 【組合構成員】

ガイアNANSAY LLP  
鹿児島味岡生コンクリート(株)  
鹿児島菱光コンクリート(株)  
加根又レミコン(株)  
薩摩コンクリート(株)  
(株)シートック

(株)センテイ ケイエスプラント事業部  
土佐屋生コンクリート(株)  
南国生コンクリート(株)  
南州平田南九州 LLP  
日研マテリアル(株)  
北薩生コンクリート(株)